

# 禹歩・反閉から身固めへ： 日本陰陽道展開の一端として

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 深澤, 瞳 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1275">https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1275</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 禹歩・反閑から身固めへ

——日本陰陽道展開の一端として——

深 澤 瞳

はじめに

禹歩とは、古代中国に淵源を持つ、特殊な歩行法である。<sup>1)</sup>雲夢睡虎地秦墓竹簡から出土した日書での記述が初見とされる。また、『抱朴子』でも説明されており、道教の中で解釈されていたことも分かる。古代日本でも禹歩は行われるようになるが、中国の場合とは様相を異にしている。

日本において、禹歩は反閑作法の一つとして受容されている。平安時代以降の古記録類では、禹歩と反閑が同一視されたような記事も見られるが、厳密には分けて考える必要がある。また、日本では、禹歩を陰陽師が専門的に担っていく。このことも、中国における状況との相違点となる。

本稿では、禹歩について、中国と日本とのありようを比較、検討する。そのうえで、中国の思想を受け容れた日本が、禹歩をどのように解釈し、撰取していったのかということを考えていく。

## 一 中国における禹歩

中国において、禹歩は、旅の安全祈願、病気の治療法、魔除けなど、多様な意味を持っている。他に、夏の始祖とされる聖帝禹の伝説とも関連付けられている。<sup>(2)</sup> これらの意味付けの典拠とされる資料を確認しながら、中国における禹歩の様相をみていく。

## (一) 旅の安全祈願としての禹歩

資料の初見とされる、雲夢睡虎地秦墓竹簡「日書」(以下、睡虎地日書と略称を用いる) から見ていく。睡虎地日書は、戦国時代における民間の占いのありようを具体的に示したものである。禹歩が呪術として民間に存在していたことが分かる。睡虎地日書には、次のようにある。<sup>(3)</sup> なお、本文に併記した訳文は、工藤元男氏に拠るものである。<sup>(4)</sup>

## 【資料1】睡虎地「日書」甲785反面～784反面

行到邦門因、禹歩三、勉壹歩、筒、皋、敢告曰…其行母咎、先為禹除道。即五畫地、催其畫中央土、而懷之。  
 (行きて邦門に到り、(道中の行路難を) 因るるには、禹歩すること三勉壹歩、「皋、敢えて告ぐ」と謫びて、曰く、「其の行に咎母かれ。先に禹の為に道を除わん」と。即ち地を五画し、其の画せる中央の土をひろいて之を懷む)

工藤氏は、右の資料を、禹が明確に行路神として現れたものと位置づける。<sup>(5)</sup> そして、「即ち地を五画し、其の画せる中央の土をひろいて之を懷む」については、「五つの線で北斗七星を描き、魁(北斗七星の四星が方形に並んでいる柄杓のここ

ろ)の部分の土を取って懐に納めたものか。あるいは地に「☆」のように五画し、その中央の五角形の部分の土を取ったものか」と、二通りの見解を示している。いずれにしても、「旅人は道路に加えられている種々の呪詛を、このような儀礼によって祓った」ということに違いはない。この二通りの解釈については、工藤氏が、後に、天水秦簡「日書」<sup>(6)</sup>から、前者の意味に絞っている。<sup>(7)</sup> 坂出祥伸氏も同様に、北斗七星信仰との関連を推察される。<sup>(8)</sup>

また、「中央の土をひろいて之を懐む」というのは、ここで掬い取った土が辟邪の呪具となることも示している。禹歩が、呪術的な意味を備えた歩行法であったことの証しとなろう。

さらに工藤氏は、禹を行路神とする理由として、『法言』<sup>(9)</sup>「重黎」<sup>(10)</sup>の「昔者、姒氏(禹)、水土を治む。而して巫の歩に禹(歩)多し」や、李軌注の「禹は水土を治め、山川を涉り、足を病み、故に行跛する也。而して俗巫は多く禹に效いて歩く」などの記述を挙げて検討しておられる。これらの資料が示すように、禹王と治水伝説とは、切り離せない関係にある。工藤氏の解釈によれば、「禹歩とは元来そのような『水土を治め、山川を涉り、足を病んだ』禹にたいして、その歩行をまねることによって、道中の保護を求める願掛けから生まれたものであった」のであり、ひいては「禹歩は禹を行神とすることにより初めて説明がつく」のであった。酒井忠夫氏は、「戦国時代の士や官僚が、行旅に出る場合、それが無事であるように祈念し、卜筮卜占の一技法として禹歩の作法、行事を行なうようになったか」と推察し、この頃はまだ禹が信仰の対象ではなく、巫術の一つとして受容されていたことを提言している。

いずれにしても、禹歩が行路の安全を祈願する行為であったことは確かである。【資料1】の睡虎地日書においても、行路難を逃れるために禹歩を行っていたのであり、旅路で問題が起らないよう祈念することが目的なのであった。治水との関わりについては、意味が後付けされたことも考えられるが、そのような意味を持たせるにふさわしい身体技法であったと考えれば、問題ないだろう。

## (二) 病気の治療法としての禹歩

次に、病気の治療法として紹介されている、馬王堆漢墓『五十二病方』の記述をみていく。<sup>11)</sup>『五十二病方』とは、五十二種の病を取り上げ、それらに対する治療法を紹介したものである。医書としては最古のものとなる。『五十二病方』の中に、禹歩は数例見られる。ここでは、そのうちの一つを紹介する。次に挙げたのは、脱腸患者への治療法である。本文中の■は、欠字を示している。

## 【資料2】馬王堆漢墓『五十二病方』

積。操柏杵、禹歩三、賁者一囊胡、瀆者二囊胡、瀆者三囊胡。柏杵白穿。一母一■獨有三。賁者種若、以柏杵七、令某償母一。必令同族抱、■積者。直東鄉窓、道外、改椎之。

(積には、柏の杵を操りて、禹歩すること三。曰く、「賁(噴)く者一たび胡をのそ裏き、瀆(噴)く者二たび胡を裏き、瀆(噴)く者三たび胡を裏く。柏の杵もて白に穿つ。一母一■獨り三有り。賁(噴)く者若を種(撞)くに柏の杵を以て七たびして、某の償をして一を母から令めん。」と。必ず同族をして■積者を抱か令め、東に郷むかう窓に直(置)きて、外道より改おにやらいして之を椎うつ。)

治療は、柏の杵を握りながら禹歩することから始まる。「賁者一囊胡」で一步、「瀆者二囊胡」で二歩、「瀆者三囊胡」で三歩、という流れであろう。禹歩が終わると、患者は同族の者に抱かれた状態で東側の屋外へ出て、そこで邪気払いをすることとなる。

なお、脱腸(別称・鼠径ヘルニア)に関して補足しておく、この症状は、腸管が、鼠径管という脆弱なところを通って腹腔外へ飛び出すために起こるものである。飛び出した腸管は、隆起しているので外見からそれと分かる。患部は隆起

しているが軟らかいので、手でゆっくり押しながら元の位置に戻していく。手で押ししても戻らないほど症状が悪化すると、嵌頓かんとんという現象を起こして腸管が壊死し、死に至る場合もある。また、この症状と関わっている鼠径管は、男性のみ持つ構造なので、患者の性別も限定される。現代では、小児（二、三歳）と高齢者に多くみられ、その中間層での発症例は少ないということが確認されている。

このように、現代医療においても、脱腸患者の治療では、患部をゆっくりと押し上げて、腸をもとの位置に戻すという方法がとられている。『五十二病方』に「垂れ下がった肉」とあるのは、脱腸した患部を指していよう。息を吐きながら、柏の杵で患部を押し上げるといふ記述は、力を込めて患部を押し、腸を元の位置に戻そうとしていることを説明している。こうしてみると、脱腸に関して言えば、『五十二病方』での治療法は、現代医療と大差なく、治療法として適切であったことが分かる。

### (三) 入山術・魔除けとしての禹歩

最後に、入山術あるいは魔除けとしての禹歩のありようをみていく。次に挙げる【資料3・4】は、『抱朴子』での記述である。<sup>12</sup>『抱朴子』を著した葛洪は、道教家であり、自然科学者でもある。『抱朴子』に記された禹歩について、村上嘉実氏は、宗教的神秘主義と、経験的行動主義の中で行なわれたものであると指摘し、葛洪の成果は、古代中世の医学に実践的な役割を演じたものだとしている。<sup>13</sup>なお、村上氏のいう、「宗教的神秘主義」とは山中の魑魅魍魎に害されないための宗教的行事であり、「経験的行動主義」とは自然の中に飛び出して実験しようとする実行力のことである。禹歩はその両方を兼ね備えたものなのである。

『抱朴子』で禹歩の語がみられるのは、仙薬篇と登涉篇においてである。前者は仙人になるための薬草の入手法、後者は入山法を説いたものである。

では、仙薬篇（内篇卷十一）から見ていく。禹歩に関連する部分を、AからDの四つに分けて掲載した。なお、解釈も併記した。<sup>14</sup>

【資料3・A】芝（仙薬）を採集する時の歩行法1

諸芝且先以開山却害符置上則不得復隱蔽化去矣徐徐擇王相之日設醮祭以酒脯祈而取之皆從日下禹歩閉氣而往也

（諸芝——石芝・木芝・草芝・肉芝・菌芝——を見つけたら、まず開山却害符というお符をその芝の上に置く。そうすればもはや姿を消したり、化けて逃げたりはできない——消え去ることはない——。あらかじめ王相の日を選び、祭をし、酒と乾肉とで祈禱をして芝を取る。すべて太陽の下から禹歩して息をとめて近づぐがよい）

【資料3・B】芝（仙薬）を採集する時の歩行法2

菌芝或生深山之中、或生大木之下、或生泉之側。其状或如宮室、或如車馬、或如龍虎、或如人形、或如飛鳥。五色無常。亦百二十種。自有圖也。皆當禹歩。往採取之刻以骨刀、陰乾末。眼方寸七令人昇仙。中者數千歲、下者千歲也。欲求芝草入名山必以三月九月。此山開出神樂之月也。

（菌芝は、あるいは深山の中、あるいは大木の中、あるいは泉の側に生ずる。その形は、あるいは宮殿に似て、あるいは車馬に似て、あるいは龍虎に似て、あるいは人の姿に似て、あるいは飛鳥に似る。五色さまざまで一定ではない。これも百二十種ある。別に図版がある。これらの菌芝を採集するには、禹歩して接近すべきである。骨で作った刀で切り刻み、陰干しにし、粉末にして、一寸四方の匙で服用すると、仙人になって昇天できる。中等の芝で数千年、下等の芝で千年の寿命となる。芝草を求めて名山に入る場合は、必ず三月か五月にすべきである。これは山が扉を開いて仙薬を出してくれる月だからである）

【資料3・A・B】の傍線部のように、仙薬を採集するために禹歩が必要であった。【資料3・A】によれば、禹歩の前段階として、王相日に入山し、符を用意し、捧げものをして祈祷を行うことが、仙薬を入手するための作法であった。そして、なぜ薬草を採るのに禹歩するのか、ということについて考えるには、次の【資料3・C】が参考となる。これは、薬草を採るための入山日を王相日とすることの理由付けをした部分となるが、ひいては禹歩の必要性をも窺える記述となっている。

### 【資料3・C】

又採芝及服芝欲得王相專和之日支干上下相生為佳。此諸芝名山多有之但①凡庸導士心不專精行穢德薄又不曉入山之術雖得其圖不知其狀亦終不能得也。②山無大小皆有鬼神。其神鬼不以芝與人則雖踐之不可見也。

(また、芝を採集したり、芝草を服用したりする場合、穏やかな王相の日を択ぶのがよい。それも日の干支の上下が五行相生の関係になっているのが最もよい。これらの諸芝は、名山に多く産する。①ただ、凡庸な道士は心が専一でなく、素行も穢れ、徳も薄い。それに、山に入る術を知らない。たとえ諸芝の図解を得ても様子が分からない。だから結局、手に入ることもない。②山には大小を問わず、全てに鬼神がいる。山の鬼神が芝を人に与えようとしていないかぎり、足下に芝があっても見えないものなのだ)

右のとおり、王相日は、日を表す干支の組み合わせが五行相生の関係になっているので、穏やかな気に満ちた日となるのである。<sup>15)</sup>このような穏やかな日ならば、山に入ること安全だということであろう。傍線②のように、山は鬼神が住まう場だからである。

また、傍線①からは、未熟な道士が山に入り、薬草を採集することを禁じていることが窺える。入山術を身につけた道



士は、その道に熟達した者だということであろう。仙薬を採集することは、そのような高度な知識と技術を身につけた道士に許されたことなのであった。つまり、入山できるような熟達した道士なら、仙薬を発見できて、手に入れることもできるということである。そして、手に入れるには禹歩することが必要であったのだから、禹歩もまた、熟達した道士の為せる技であったといえるだろう。

さらに、傍線②のように、仙薬を採集する際には、鬼神による妨害がつきものだという。【資料3・A・B】に示されていたような、禹歩をして仙薬のもとまで近づいていくというのは、鬼神の妨害を防ぐ意味があったのだと考えられる。

ここまですを総合して考えると、『抱朴子』仙薬篇において理解されている禹歩とは、魔除けの作法ということになる。その作法の詳細は、次の【資料3・D】に示すとおりである（カッコ内の説明は深澤）。

#### 【資料3・D】禹歩の作法

禹歩法

前舉左 右過左 左就右

（一歩め…左足を踏み出す。右足を左足の前に出す。左足を右足に引きつける）

次舉右 左過右 右就左

（二歩め…右足を踏み出す。左足を右足の前に出す。右足を左足に引きつける）

次舉左 右過左 左就右

（三歩め…左足を踏み出す。右足を左足の前に出す。左足を右足に引きつける）

如此三步當滿二丈一。後有九跡。

（以上で三步となり、その距離は計二丈一尺となる。後方に足跡が九つ残る）

右に示したように、禹歩の特徴は、その独特な足の踏み方にある。左足―右足―左足の順で踏み出していくのが一步目、足の出し方を逆にしたのが2歩目、そして一步目と同じように踏むのが三歩目となり、禹歩が完成される。番号を付して図示してみる。

〈三歩目〉 〈二歩目〉 〈一步目〉 〈始めの構え〉

- |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| ⑧ | ⑥ | ④ | ② | ○ |
| ⑨ | ⑦ | ⑤ | ③ | ① |
|   |   |   |   | ○ |

右のような足取りで、禹歩が行われる。総移動距離は二丈一尺（約6・3<sup>シ</sup>）になるということなので、歩幅は約1・05<sup>シ</sup>となる。足のサイズを差し引いても、かなり大股で踏み出すことになる。しかも、①から②、④から⑤、⑦から⑧への移動については、片足で全体重を支えながら大きく踏み出すのだから、体を安定させるだけでも一苦労である。また、この歩幅の大きさをゆえに、一步一步の踏み出し方に勢いをつけなければならぬこと、そしてその所作が遅くなるのは、当然なことであろう。それら、歩行の不自然さが、儀式としての意味づけになっていると考えると考えられる。

また、『抱朴子』登涉篇（内篇卷十七）にも、禹歩に関する記述があるが、ここでの記述には先の仙菓篇と違う箇所がある。登涉篇の記述は次のようにある。

【資料4】『抱朴子』登涉篇

禹歩法、正立、右足在前、左足在後、

次復前左足、次前右足、以左足従右足併、是一歩也。

禹歩・反閉から身固めへ

次復前右足、次前左足、以右足従左足併、是二歩也。

次復前左足、次前右足、以左足従右足併、是三歩也。

如此、禹歩之道畢矣。凡作天下百術、皆宜知禹歩、不獨此事也。

登渉篇とは、入山法を記した篇である。【資料3】の仙葉篇には記述のなかった、踏み出す前の体勢も示されている。登渉篇では、右足を前に一歩踏み出した形が最初の体勢とされている。その後の足の運び方は、仙葉篇と同じである。

注目したいのは、傍線部の箇所、全ての術を行うためには、禹歩を知っておく必要があるという記述である。禹歩は全ての術の基本であると解釈できる。あるいは、全ての術を行うということ、熟達した道士の所業であると理解するならば、禹歩ができないような道士による呪術行為を制限した記述であるとも読める。

さらに、登渉篇における記述の中で注目されるのは、禹歩を六四卦の既済の卦の模写とする考え方が図示されていることである。既済の卦の爻は「☵☵」と表され、陽爻「—」を片足を踏み出した状態、陰爻「--」を両足を揃えた状態に見立てている。六四卦は八卦の組み合わせであり、その八卦は自然の摂理を説くものである。既済の卦は、(乾☰) + 坤(☷) という組み合わせから成る。また、乾卦は五行の「水」、坤卦は五行の「火」にそれぞれ置き換えることができる。そして、「水」は月を、「火」は日をそれぞれ表すので、禹歩を踏むことは、地において天を踏みしめることだという解釈に至る。すでに睡虎地日書に示されていた北斗信仰との関わりとも関係しているはずである。

\* \* \*

ここまでみてきたように、中国における禹歩とは、旅行の安全祈願、病の治療法、魔除けの歩行法あるいは入山術というものであった。また、治水神や行路神としての禹に因むものもあり、禹歩に多様な意味づけがされていたこともわかつ

た。天地との関係、治水との関わり、それらが複雑に統合されているのが、中国における禹歩というものであった。

## 二 日本における禹歩——陰陽師が担う呪術——

ここでは、日本における状況を整理していく。禹歩の目的は後述するので、まずは定義を確認していく。禹歩、あるいは反閑について、明確な定義を述べているのは、かなり時代は下るが江戸期の『貞丈雑記』と『禹歩僊決』の二書である。それぞれの記述を見ていくと、過去のどのような情報が摂取され、かつ、新たにどう展開したのかが見てとれる。

では、『貞丈雑記』から検討していく。<sup>(16)</sup> なお、以下の資料では、「反閑」とも「禹歩」とも様々に表記されるが、ほぼ同義である。また、「反閑」は「反閑」とも表記されるが、これも同義なので、引用資料以外の部分では「反閑」に統一した。

### 【資料5】伊勢貞丈『貞丈雑記』卷十六 神佛類之部

反閑と云は神拜の時する事也。陰陽師の法也。三足の反閑、五足のへんばい、九足の反閑など、てあり。陰陽師に尋学べし。又閑配とも書也。古代貴人出御の前に必陰陽師をして反閑を行はしむ事、舊記に見へたり。(中略) 小笠原長秀記<sup>世三三議</sup>一統ト云人の起居動静に五字の閑配とてあるべく候<sup>中畧</sup>五字といふは天武博亡烈なり。陰のかよひとは右より二足、陽のかよひとは左よりふむべし。是を天武平願のあしとも云<sup>下畧</sup>。我家傳來の書、旗縫口傳といふ書に云、へんばいふむ儀式、ごへいをもち、九字の文唱へ如此たるべし。唱る列、めぐる足の事

前<sup>右</sup>九<sup>足</sup>

皆<sup>右</sup>五<sup>足</sup>

闕<sup>右</sup>三<sup>足</sup>

右足

烈<sup>右</sup>七<sup>足</sup>

者<sup>左</sup>四<sup>足</sup>

臨<sup>右</sup>一<sup>足</sup>

在<sup>左</sup>八<sup>足</sup>

陣<sup>左</sup>六<sup>足</sup>

兵<sup>左</sup>二<sup>足</sup>

左足

禹歩・反閑から身固めへ

右の如く見えたり。①臨兵闘者皆陣烈在前と云九字の文を唱ながら、左右の足を踏み運ぶ事を云也。前の長秀記に見えたる天武博亡烈も此五字を唱へてふむなり。②九字の反閑、七字の反閑、五字の反閑など、云事有とぞ、陰陽家にて知るべし。東鏡卷五十一、弘長三年十二月廿四日庚午、天晴入<sub>レ</sub>夜雨降今日評定衆等参<sub>二</sub>相州亭<sub>一</sub>御産所并御方違等事有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>召<sub>二</sub>陰陽師等<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>面々異見<sub>一</sub><sup>中畧</sup>晴茂申云當<sub>二</sub>閑坏八座方<sub>一</sub>在<sub>二</sub>其憚<sub>一</sub>云々。按ずるに古書は文字に拘らず記す事多し。されば閑坏も反閑も同事なるべきか。閑坏八座と云は悪き方角と見えたり。③其悪き方角をふみ破る呪禁の方術を行ふ事を反閑をふむと云なるべきか。將軍家など出行の前には必反閑を行ふ事は悪き方角をふみ破る呪禁なるべきにや。

まず指摘しておきたいのは、反閑の足取りに、従来の説との相違点があることである。『抱朴子』仙葉篇には、最初の一歩めが「左―右―左」の順であったのに対し、『貞丈雜記』では「右―左―右」とある。他に禹歩の足取りを图示したものは、後掲資料の『禹歩僊決』と若杉家文書『小反閑作法并護身法』とがある。どちらも、禹歩の足取りは『抱朴子』と同じなので、『貞丈雜記』だけが逆の足取りを記していることになる。単純な書き違えなのか、それとも伊勢貞丈なりの解釈であったのか、理由は分からない。

足取りの問題は保留せざるを得ないにしろ、『貞丈雜記』には、反閑に対する認識などが記されており、有力な情報が提供されている。まず、傍線①では、「九字の文を唱えながら」反閑を行うということが書かれている。後掲資料の若杉家文書では、「次四縦五横呪并印↓次禹歩↓次禹歩立留呪曰」という次第で行われるので、段取りに差異のあることが分かる。若杉家文書では、「四縦五横呪并印」、すなわち九字をきった後に禹歩を行うという次第である。これが、『貞丈雜記』では、「九字の文を唱えながら」とあり、儀式としては少々簡略化されたようなのである。

次の傍線②には、反閑に「九字」「七字」「五字」という、三種類のあることが記されている。これは、反閑をしながら唱

える呪文の文字数を指していよう。最後の傍線③には、反閉の意義が明記され、それは「其悪き方角をふみ破る呪禁の方術」であるとのことである。『貞丈雜記』での理解としては、悪い方角へ移動する際の護身法ということであろう。

次の資料は、同じく江戸期の青木北海による『禹歩僊決』である。<sup>(17)</sup> 青木北海とは、天明三（一七八三）〜慶應元（一八六五）年の人である。本書は江戸時代の道教関係書とされる。『禹歩僊決』では、『抱朴子』を説明の軸としながらも、後半部分では独自の展開を見せている。前半部分には、注目したい箇所（ア）（イ）（ウ）の傍線を付した。後半部分は、便宜上、【A】と【B】に分けて、それぞれの内容を見ていくことにした。

#### 【資料6】 青木北海『禹歩僊決』

千里を行に一步より起るにて心に歩行せんと欲すれば脚まづ是に従ふ。さて其欲する所に善悪の別あるは人情の常にて内に蔵るる所の心を外に形す者は脚を以て最大なりとす。其心の正に従へば善所に到り其心の邪に従へば悪所に到る人（ア）もし願ひ望む事ありて其事の成就を得んには先その心を正しくして天然の数理に因て第一に其歩機を正すべき事なり。其歩行の機天理に叶ふきには天人合一となりて邪は自ら避け正は自ら到る。故に（イ）人の祈念する所の事は天神地祇相感応して其欲する所必成就なすべきなり。旅行は本より大川を渉り大海に浮び深山に登り幽谷に入などの時は云うもさらなり。（ウ）勝敗得失損益弁論加冠婚姻何事に付ても身の大事なる時には先禹歩をなして心身を正すべきことなり。

武備志に凡作<sup>二</sup>天下事<sup>一</sup>皆宜<sup>二</sup>禹歩<sup>一</sup>と有はさる事にて一時流行の邪気などは決して身に中る事無るべし。今茲天保六、乙未三月、井上鶴洲先生の勧めにより禹歩の図解を著し好事の人に示す事とはなりぬ。

【A】抱朴子登涉篇曰、初<sup>一</sup> 初<sup>二</sup>二跡、不<sup>レ</sup>任<sup>二</sup>九跡数<sup>一</sup>、然相因仍<sup>一</sup> 一歩七尺、合<sup>二</sup>二丈一尺、顧<sup>レ</sup>視九跡<sup>一</sup>、禹歩正立、右足在<sup>レ</sup>前、左足在<sup>レ</sup>後、次復前<sup>二</sup>左足<sup>一</sup>、次前<sup>二</sup>右足<sup>一</sup>。以<sup>二</sup>左足<sup>一</sup>從<sup>二</sup>右足<sup>一</sup>、併是一歩也。次復前<sup>二</sup>右足<sup>一</sup>、次前<sup>二</sup>左

足一。以二右足一從二左足一、併是二步也。次復前二左足一、次前二右足一、以二左足一從二右足一、併是三步也。如レ此禹歩之道畢矣。

禹歩正立図

初一在レ前

右 足

初二在レ後

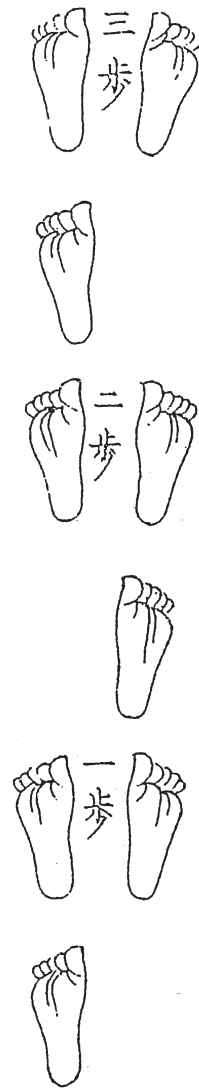
左 足

此の如く足を踏て正く立を正立といふ。さて右足在レ前、左足在レ後とは、便ち図の如くに一足を隔て踏を云ふにて、初一 初二とあるも又此足跡の謂なり。不レ任二九跡数一とは禹歩九つの足跡の数の内へ、此の二跡は、入れざるに云ふこと、然相因仍一步七尺とは禹歩の法三足踏を一步と云て、其一步をば七尺と定むるに因て、此の初一 初二の寸尺は七尺の数の内に納るといふ事なり。又合て二丈一尺とは禹歩は三步にて畢る。故に三七二丈一尺と成ばなり。一跳に尺三寸強に歩するときは二跳にて七尺となれり。顧二視九跡一とは其三步の跡を顧るを云ふ。武備志に挙たる遁甲符应経見レ跡禹歩仍成二既濟之卦一也と云る、便是なり。

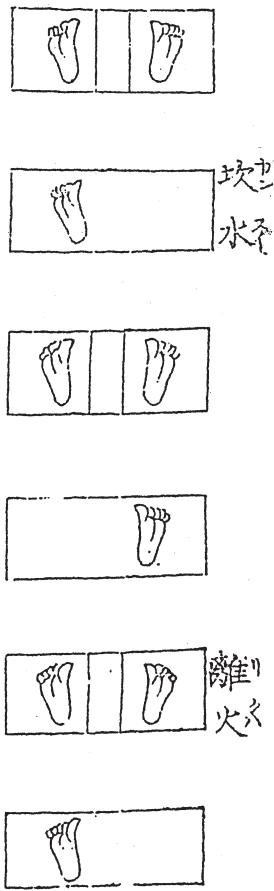


右の如にして三步畢ときには其跡九跡となる

九跡キリセキノツ圖



此の九跡を顧視れば即ち水火既済の卦象なる



【B】右の如く既済の卦となりて此の①九跡の指の数都て四十五となれり。此の数は今世に云ふ洛書の数なり。此の②四

十五に初一 初二の指数十を加るときは天数二十五、地数三十の五十五となり。天地の数を尽せるに至れり。又

③足の踏所を大略九寸と定め既済の六交を以て倍するときは六九五十四となれり。是に指数の四十五を合するとき

は、其数九十九となる。是に又禹歩する人の一身を加えるときは百となりて原の一に復す。さて④踏所の九寸を以

て九跡を倍するときは九九八十一なり。是に又総数の九十九を合するときは其数百八十となりて十有八變の理を見

はす。釈氏は十八日を以て觀世音の縁日と為こと是に因れり。又⑤觀世音を三十三躰とする事は三三の数にて此を



三三か九となし本迹の二つに象りて二九の十八日となす。此自然の数に因るか故なり。さて⑥水火の二卦は日月の象にて萬物の化育を蒙る事是に因ゆゑ自然に既済の卦を形す。さて右の如くに歩行するを禹歩と称する事は禹の洪範九疇は洛書より起ると云ふ説によりて命けし事なるべし。

まず、前半部分の傍線（ア）（イ）（ウ）であるが、これらは禹歩の必要性や目的を説いたものである。傍線（ア）の「天然の数理に因て」というのは、後に展開される【B】の内容と関わっているもので、後述する。傍線（イ）の「天神地祇相感応して」とあるのは、禹歩によって天と地が結び付けられるということであろう。すでに【資料1】睡虎地日書の記述に對する指摘に見られたとおり、禹歩は北斗信仰とも関わりがある。地面に北斗七星を象る足跡をつけ、そこを踏み固めていくことで、禹歩が完成されるというものである。したがって、傍線（イ）の言葉は、禹歩によって天と地が結び付けられることを意味していよう。そして、傍線（ウ）には、自身に関わる大事を行う際には禹歩が必要であることが示されている。

次に【A】の部分であるが、ここは『抱朴子』を参照して書かれたものと思われる。内容的に通じる点が多い。「禹歩正立図」として示された図も、前掲の【資料4】『抱朴子』登涉篇において、「禹歩法、正立、右足在前、左足在後」とあったことを踏襲したものである。

さて、『禹歩僊決』の説明のされ方として特徴的なのは、最後の【B】である。禹歩が既済の卦の模写であるという考え方は、『抱朴子』登涉篇にも見られ、このことは既に述べた。注目したいのは、既済卦であるがゆえに、禹歩の歩数からは、自然と感応する一八という数字が導けるという考え方である。【B】には、この一八という数字を導く過程が記されている。傍線番号に従って整理すると、次のようになる。

- ①  $3 \times 3$  歩  $\parallel$  9 足。足の指 5 本  $\times$  9 足  $\parallel$  45  $\downarrow$  洛書<sup>(18)</sup> の数 (15  $\times$  3) と一致する。
- ② 45 + (初 1・初 2 の指の数 10)  $\parallel$  55  $\downarrow$  天数 25 + 地数 30  $\downarrow$  天地の数を尽くす。
- ③ 足を踏む所をだいたい 9 寸とし、既成の卦 6 爻をかける。  $\downarrow$  54  
54 + 指の数 45 (9 歩  $\times$  5 本)  $\parallel$  99  
99 + 禹歩をする人の身の数 1  $\parallel$  100  $\downarrow$  もとの 1 に戻る。
- ④ 踏む所の 9 寸  $\times$  9 跡  $\parallel$  81  
81 + 総数 99  $\parallel$  180  $\downarrow$  十有八変の理  $\parallel$  観世音の縁日は 18 日。
- ⑤ 観世音  $\downarrow$  33 体。  $3 \times 3 \parallel 9$   
 $9 \times$  本迹の「2」  $\parallel$  18  $\dots$  自然の数
- ⑥ 既成の卦は、水と火の卦から成る。水火の卦  $\parallel$  日月の象  $\parallel$  万物の化育を蒙る。だから、18 という自然の数が導き出される。

右のように、禹歩の歩数を、自然と感応する数字であるという説明のされ方が、『禹歩僊決』の特徴である。前半の傍線(ア)に相当する内容である。この結論は、『抱朴子』登涉篇の解釈から、独自に應用して導かれたものと思われる。以上、江戸期の資料ではあるが、禹歩の定義を確認したことになる。

では次に、禹歩の目的を整理していく。多様な意味づけが確認された中国での状況に対して、日本での場合、禹歩は邪気を祓う護身法として、やや限定的な作法となっている。最初に挙げたのは、若杉家文書『小反閑作法并護身法』である。<sup>(19)</sup> この書名からも明らかのように、禹歩が「小反閑」の一作法として扱われ、護身法の一環として認識されている。おおまかな段取りを次にまとめた。

【資料7】 若杉家文書『小反閤作法并護身法』

- ① 先向可出之便門申事由於玉女
- ② 次觀五氣三打天鼓而臨目思
- ③ 次勸請呪
- ④ 次天門呪
- ⑤ 次地戸呪
- ⑥ 次玉女呪
- ⑦ 次刀禁呪
- ⑧ 次四縦五横呪并印
- ⑨ 次禹歩
- ⑩ 次禹歩立留呪曰
- ⑪ 次六歩 秘説

①の傍線部に「先向可出之便門」とあるように、外出の際、使用する門前で行うのが、右の作法である。①は、「門出」とも解釈できる。禹歩は、⑨⑩という最後の段階で行われる。禹歩の足取りは前章の【資料3】『抱朴子』仙葉篇に示されたものと同じであり、作法が継承されていることが分かる。

さらに、禹歩の後には、いったん静止して呪を唱えることが、⑩に記されている。すでに述べたように、前掲した【資料5】『貞丈雑記』では、呪を唱えながら禹歩を行うことが書かれてあった。もともとは、右の【資料7】のように、呪を唱えることと、禹歩を行うこととは、別に行うものであったようである。【資料7】から分かるのは、外出に際して様々な神の名を挙げて祈り、九字をきって禹歩をして、呪を唱えるという、一連の作法を行うことで、身の安全を守ろうとしたということである。すなわち、護身法である。

禹歩の目的は、やはり邪気を祓い、護身することを基調としたようである。次の陰陽道書からも、同様のことが分かる。なお、【資料8】以降の文献では、「禹歩」ではなく「反閤」と表記されるので、それに従って、以下では「反閤」の語を用いることとする。先述したが、両者の意味は同じと考えて問題ない。

【資料8】『陰陽博士安倍孝重勘進記』

不入吉日例付四不出日例（御移徙不入吉日の例）

長元六年八月十九日壬子、不入吉日、（上東門院藤原彰子）女院渡御上東門院、号京極殿、有御反閉

永曆二年四月十三日乙卯、不入吉日、四不出日、（後白河）太上皇渡御新造東山殿、有水火・黄午・御反閉事

【資料9】『陰陽道旧記抄』

於新所可被御祈等事

散位供敷、**反閉**、火災祭、土公祭、井靈祭、但井未掘 不行之

【資料8】では、割注部分に反閉が行われたことが記されている。上東門院や太上皇は、移動に吉とはされない日に行動することとなったので、反閉を行ったようである。こういう場合は、陰陽師に先導されて反閉を行う。先導する陰陽師の足跡をなぞるように踏むことで、反閉を行うのである。また、【資料9】では、新居での鎮めの一環として、反閉が行われている。地を踏み固めることで、新居に潜む悪いものを封じたのである。土公祭のような地鎮法と並ぶ必要不可欠なものとして、反閉が行われている。【資料8】【資料9】では、どちらでも邪気を祓う護身としての意味合いの強いことが分かる。

以上のような意味づけは、繁田信一氏によっても指摘されている。<sup>21</sup> 繁田氏は、反閉が行われる場合として、次の四つを挙げる。一つめは、天皇が新造内裏に入る時である。これは、長保二年十月十一日の、一条天皇に対する安倍晴明の反閉が初例であるという。二つめとして、国司が任国へ下向する時を挙げる。これに対しては、「当時の人々にとっての反閉とは、これから踏み込んで行く未知の空間や危険の予想される空間において身の安全を確保するための呪術であった」とい

う見解を示しておられる。三つ目として、新築の邸宅を使い始める前の新宅作法（反閑を含む諸々の呪術の習合儀礼）、そして四つ目として、しばらく使用していなかった邸宅を再び居所として使い始める時を挙げている。三つ目・四つ目の目的については、「当時の貴族層の人々の認識において、新築のものに限らず、家宅というのは、さまざまな霊鬼の住む危険な空間だったのである」と推察される。さらに後には、「陰陽師に反閑を行わせるというのは、空家の危険性への対処法として最も一般的なものであったに違いない」と付け加えている。<sup>(22)</sup> 繁田氏のご論考により、【資料7】以降に見出される反閑の意義が、補強されよう。

また、陰陽師が反閑などの呪術を担っていくことは、平安時代の陰陽道の特徴であることを、山下克明氏が指摘しておられる。<sup>(23)</sup> 山下氏によれば、陰陽寮において、呪術的な活動が始まるのは、平安時代以降であり、奈良時代では、呪術や祭祀に関することがあまり見られないという。つまり、呪術的な体系は、平安時代になってから展開されたということである。さらに、もともと令制では神祇官祭祀や典薬寮呪禁博士などの職分とされていた呪術も、次第に陰陽師が担っていたことも指摘しておられる。反閑についても同様で、「陰陽師が刀剣を用いて邪気を祓う反閑・身固の原型も、医療をつかさどる典薬寮の呪禁博士などが行なう呪禁・解忤・持禁の法」にあることを指摘しておられる。

平安時代において、邪気祓い・護身法として定着していく反閑は、陰陽道の展開に従って、陰陽師の占有するところとなった。呪術的な行為を陰陽師が担っていくという、平安時代の陰陽道における一つの特徴が示されていると考えられる。

### 三 反閑から身固めへの展開

ここまで見てきたように、平安時代における反閑は、陰陽師の担う呪術行為であり、その目的は邪気祓い・護身法に特化されたものであった。後世になると、この反閑に新たな意味付けがされていくことを確認できる。それが、身固めである。

江戸中期の有識故実家である滋野井公麗の『禁秘御抄階梯』に、次のような説明がある。

【資料10】『禁秘御抄階梯』

按、反閉稱<sup>二</sup>六甲術<sup>一</sup>、其作法、安賀両家所<sup>二</sup>習傳<sup>一</sup>有<sup>二</sup>異同<sup>一</sup>歟、於<sup>二</sup>反閉<sup>一</sup>者有<sup>二</sup>禹歩<sup>一</sup>、史記夏本紀禹身爲<sup>レ</sup>度、注、王肅曰、以<sup>レ</sup>、身爲<sup>二</sup>法度<sup>一</sup>、索隱曰、按今巫猶稱<sup>二</sup>禹歩<sup>一</sup>、身固者反閉之略法也、身固者本朝之名目也

右の傍線部では、反閉という大きな括りの中に禹歩が位置づけられることや、身固が反閉の略法であることが示される。また、身固は、反閉の和名であることも記されている。つまり、反閉・禹歩・身固の三つが、ほぼ同義として捉えられているのである。このことを踏まえると、次に示す『宇治拾遺物語』での説話に、新たな読みが可能となる。<sup>(24)</sup>

【資料11】『宇治拾遺物語』 卷二ノ八 晴明、封<sup>二</sup>藏人少将<sup>一</sup>事

むかし、晴明、陣に参りたりけるに、前花やかに追はせて、殿上人の参りけるを見れば、藏人の少将とて、まだわかく花やかなる人の、みめ、まことに清げにて、車よりおりて、内に参りたりける程に、①この少将のうへに、鳥の飛てとほりけるが、ゑどをしかけけるを、晴明、きと見て、「あはれ、世にもあひ、年などもわかくて、みめもよき人にこそあんめれ、式にうてけるにか、②この鳥は、式神にこそ有けれ」と思ふに、然べくて、此少将の生くべき報やありけん、いとおしう、晴明が覚て、少将のそばへ歩みよりて、「御前へ参らせ給か。さかしく申やうなれども、なにか参らせたまふ。③殿は、今夜えすぐさせ給はじと見奉るぞ。然べくて、をのれには見えさせ給へるなり。いざさせ給へ。物心みん」とて、ひとつ車に乗りければ、少将わなきて、「あさましき事哉。さらば、たすけ給へ」とて、ひとつ車に乗て、少将の里へいでぬ。申の時斗の事にてありければ、かく、出でなどしつる程に、日も暮ぬ。

④ 清明、少将をつといだきて、身かためをし、又、なに事か、つふくと、夜一夜いも寝ず、声だえもせず、読まかせ、加持しけり。秋の夜の長に、よくくしたりければ、暁がたに、戸をはたくとたゝきけるに、「あれ、人出でて、きかせ給へ」とて、聞かせければ、この少将のあひ聳にて、蔵人の五位のありけるも、おなじ家に、あなたこなたにすへたりけるが、此少将をば、よき聳とて、かしづき、今ひとりをば、事の外に思おしたりければ、ねたがりて、陰陽師をかたらひて、式をふせたりける也。

さて、⑤その少将は死なんとしけるを、清明が見付て、夜一夜、祈たりければ、そのふせける陰陽師のもとより、人の来て、たかやかに、「心のまどひけるまゝに、よしなく、まもりつよかりける人の御ために、仰をそむかじとて、式ふせて、すでに式神かへりて、おのれ、たゞいま、式にうてて、死侍ぬ。すまじかりける事をして」といひけるを、清明、「これ、聞かせ給へ。夜部、見付参らせざらましかば、かやうにこそ候はまし」といひて、その使に人をそへて、やりて聞きければ、「⑥陰陽師はやがて死けり」とぞいひける。

式ふせさせける聳をば、しうと、やがて追いつてけるとぞ。清明には泣くく悦て、おほくの事どもしてもあかずぞよろこびける。

たれとはおほえず、大納言までなり給けるとぞ。

右の説話は、安倍清明の活躍を記したものである。傍線①「この少将のうへに、鳥の飛とほりけるが、ゑどをしかけける」として、蔵人少将に糞を落とした鳥を、清明が、傍線②「この鳥は、式神」と見抜く。そして、傍線③「殿は、今夜えすぐさせ給はじと見奉るぞ」のように、この式神の呪に触れたことで蔵人少将の命が危ないことを悟った清明は、傍線④「清明、少将をつといだきて、身かためをし、又、なに事か、つふくと、夜一夜いも寝ず、声だえもせず、読まかせ、加持しけり」として、蔵人少将の体を抱き、一晚中呪文を唱え続けたというのである。これが、身固めの呪法であった。

そして、傍線⑤「その少将は死なんとしけるを、清明が見付て、夜一夜、祈たりければ」というように、式神の呪に触れた蔵人少将は、清明に身固めを施されたことで生命の危機を回避できたというのである。なお、蔵人少将への呪いに失敗した陰陽師は、傍線⑥とあるように、呪いを跳ね返されたことで命を落としている。

この説話はこれまで、安倍清明が蔵人少将に身固めをした、と解釈されてきた。しかし、時代は下るが、【資料10】『禁秘御抄階梯』を参照すれば、身固めが反閤にも通じる意味を持っていたことが分かってくる。つまり、反閤から派生、もしくは発展したものが、身固めの呪法ではないかと考えられる。反閤は地面を踏み固めて邪気を祓うものであり、身固めは対象者の体を強く抱くことで邪気を取り除こうとするものである。両者の行為には、何かを固めて邪気を祓うという共通点が見出せるのである。日本に受容された禹歩は、身固めという新たな呪法として応用され、独自の展開を遂げていったと考えられる。

## おわりに

ここまでみてきたように、古代中国に淵源をもつ禹歩は、日本に伝来し、日本流に解釈されながら変容していた。中国と日本との相違点としては、まず主催者の相違が指摘できた。中国での禹歩は、旅人あるいは患者本人が行うものであった。対して、日本においては、陰陽師が先導し、対象者は陰陽師の足跡をなぞっていくことで呪術を完成させていた。対象者は受身に徹することになるのである。こうして、反閤（禹歩）は、陰陽師の行なう呪術作法として占有化されていた。

もう一つの相違点としては、目的の限定化が挙げられる。中国では病の治療法や入山術としても禹歩が行われていたが、このことは日本に受容されなかったようである。日本では、旅の安全祈願や新居などへの引越しに際して行なわれる邪気祓い・護身法に徹していったのである。さらに、新たな展開として、身固めという呪術作法が見出せた。身固めは人体に



対する邪氣祓いであり、反閉（禹歩）の応用であると考えられる。

禹歩という中国の思想的作法を受け容れた日本は、その意義を取捨選択して摂取し、さらには独自の新展開をも見せた。このことは、中国思想受容のあり方、ひいては陰陽思想や道教思想の摂取の様相を知る一端となるだろう。

## 注

(1) 禹歩と反閉について、辞書的な説明は以下のようになっている。

◆【禹歩】（『中国神話伝説大事典』大修館書店）

巫師が祈祷のさい行う独特の足の運び方。明代の『広博物志』卷二五に引く西晋代の皇甫謚（こうほひつ）（215〜282）の『帝王世紀』に「俗に、禹が病氣になつて半身が麻痺したため、歩くときに後ろの足が前の足のよりも前に出なかつたといわれている。いま、巫師が禹歩といっているのはこれである」、前漢代の揚雄「前53〜後18」の『法言』「重黎（ちやうらい）」に「巫の歩き方には禹歩が多い」とあり、晋代の李軌が「禹は治水を行い土地を切り開き、山川を渡り歩いたために足を病んだ。それゆえ跛（あしなま）になつた。」（中略）しかしながら、俗っぽい巫師には禹の歩き方をまねる者が多い」と注を付している。

◆【反閉】（『角川古語大辞典』）

護身法とともに、陰陽師の行う代表的な呪法。中国の反閉局法（遁甲式占）の影響をもちつつ独自に成立した、結界の構成法で、呪文を唱えながら特異な足取りで大地を踏み鎮める。これを「反閉を踏む」といった。陰陽師の持ち物によって、大・中・小に分れ、五足（五字）・七足・九足、また三足の踏み方がある。

(2) 禹王伝説 『帝王世紀』（『芸文類聚』帝王部一帝夏禹）

帝王世紀曰、伯禹夏后氏、姒姓也、生於石埭、虎鼻大口、兩耳參漏、首戴鉤鈴、胸有玉斗、足文履巳、故名文命、字高密、身長九尺二寸、長於西羌、西羌夷人也、其父既放、降在疋庶、有聖德、夢目洗於河西、四岳師拳之、舜進之堯、堯命以為司空、繼鮌治水、乃勞身涉勤、不重徑尺之壁、而愛二日之寸陰、手足胼胝。故世伝禹病偏枯、足不相過、至令巫称禹歩是也、又納礼賢人、一沐三握髮、一食三起、堯美其績、乃賜姓姒氏、封為夏伯、故謂之伯禹、天下宗之、謂之大禹、年百歲、崩子会稽、因葬会稽山陰臬之南、今山上有禹塚并祠、下有群鳥芸田

傍線部のように、禹は、父鯀の成し得なかつた九州開きを達成したものの、各地を巡行した過労により足腰を悪くし、偏枯を引いて歩くようになった。これが、禹歩という名称の由来である。この歩き方を巫女らが真似て、その行為に呪術的な意味を加えたのである。

(3) 雲夢睡虎地秦墓竹簡整理小組編『雲夢睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年九月)

(4) 工藤元男氏「埋もれていた行神——主として秦簡『日書』による——」(『東洋文化研究所紀要』一〇六、一九八八年三月)

(5) 工藤元男氏 注4前掲論文。

(6) 天水秦簡とは、甘肅省天水市放馬灘より、一九八六年に発見されたもので、時期的には睡虎地秦墓竹簡とほぼ同時期とされる。その天水秦簡の「日書」には、次のようにある。

・天水秦簡「日書」

禹須臾行

得擇日出邑門。禹歩三、郷北斗、質畫地視之日、

禹有直五横、今利行。

行母爲、禹前除、得。

傍線部のように、禹歩をする時には、「北斗に郷むか」うことが記されている。右は、禹歩と北斗信仰とを結びつける資料となっている。

(7) 工藤元男氏「雲夢睡虎地秦墓竹簡『日書』と道教的習俗」(『東方宗教』七六、一九九〇年十一月)

(8) 坂出祥伸氏「馬王堆漢墓出土『五十二病方』における呪術的治療の一側面——「禹歩」「睡」「噴」による治療の意味——」(『東方宗教』一〇六、二〇〇六年十一月)

(9) 工藤元男氏注4前掲論文。

(10) 酒井忠夫氏「反閔について——日・中宗教文化交流史に関する一研究」(『立正史学』六六、一九八九年九月)

(11) 本文および訳文は小曾戸洋氏・長谷部英一氏・町泉寿郎氏編『馬王堆出土文獻訳注叢書 五十二病方』(東方書店、二〇一〇年六月)に拠る。また、山田慶児氏編『新發現中国科学史資料の研究』訳注篇(京都大学人文科学研究所、一九八五年三月)も参照している。

- (12) 『抱朴子』本文は四部叢刊による。
- (13) 村上嘉実氏「道教医学から見た禹歩」(『道観』一卷四号、一九八一年六月。同タイトルで、同書一卷二号(同年四月)、同一巻三号(同年五月)からの連続シリーズ。この論考は四号で完結)
- (14) 『抱朴子』の解釈については、は東洋文庫と中国古典文学大系を参照した。
- (15) 王相日とは、王日(春は寅、夏は巳、秋は申、冬は亥)と、相日(春は巳、夏は申、秋は亥、冬は寅)の組み合わせが、五行相生の關係にある日のことをいう。
- (16) 『貞丈雜記』(新訂増補 故実叢書一六、吉川弘文館、一九五二年一〇月)
- (17) 青木北海『禹歩僊訣』。本文は、国会図書館蔵、マイクロ資料を使用した。また、高瀬重雄氏「青木北海とその『禹歩僊訣』について」(『東方宗教』三九、一九七二年四月)も参照している。
- (18) 洛書とは、禹の時代に、洛水の中から現れた神龜の甲羅にあつたとされる図である。禹はこの図から政の九つの道理を導き出したとされる。『河図』(伏羲の時代に黄河から現れた龍馬の背にあつた図)とともに、易の成立に関わっている(『周易繫辭伝』)。
- |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 2 | — | 7 | — | 6 |
| — | — | — | — | — |
| 9 | — | 5 | — | 1 |
| — | — | — | — | — |
| 4 | — | 3 | — | 8 |
- 縦横対角の和が十五になる、九宮魔方陣
- 右については、鈴木一馨氏『陰陽道 呪術と鬼人の世界』(講談社、二〇〇二年七月)、金谷治氏『易の話』(講談社、二〇〇三年九月)を参照した。
- (19) 本文および図版は、村山修一氏編著『陰陽道基礎資料集成』(東京美術、一九八七年)に拠る。また、本資料とは別の資料を紹介したものとして、山下克明氏「若杉家文書『反閑作法并作法』『反閑部類記』」(『東洋研究』一六四、二〇〇七年七月)も重要である。
- (20) 本文は、詫間直樹氏・高田義人氏編『陰陽道関係史料』(汲古書院、二〇〇一年七月)に拠る。なお、『陰陽博士安倍孝重勸進記』とは、安倍孝重によるもので、後鳥羽上皇の命により、承元四年(一一二〇)に作成された陰陽道書である。また、『陰陽道旧

- 記抄』は鎌倉時代前期頃の成立とされ、筆者には安倍氏に属する人物と考えられている。
- (21) 繁田信一氏 『陰陽師と貴族社会』(吉川弘文館、二〇〇四年三月)
- (22) 繁田信一氏 『平安貴族と陰陽師 安倍晴明の歴史民俗学』(吉川弘文館、二〇〇五年六月)
- (23) 山下克明氏 『陰陽道の発見』(日本放送出版協会、二〇一〇年六月)
- (24) 『宇治拾遺物語』の本文は、新日本古典文学大系(岩波書店)に拠る。